

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人国立女性教育会館

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(79%) 19	(64%) 151,642	(88%) 21	(77%) 183,315
競争入札	(79%) 19	(64%) 151,642	(88%) 21	(77%) 183,315
企画競争、公募等	() %	() %	() %	() %
競争性のない随意契約	(21%) 5	(36%) 85,743	(12%) 3	(23%) 54,070
合 計	(100%) 24	(100%) 237,385	(100%) 24	(100%) 237,385

(注1) 見直し後の競争入札には平成20年度中に見直した契約が含まれる。

(注2) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 20 年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績		件数	金額(千円)
競争性のある契約		26	203,915
	うち一者応札・一者応募	(27%) 7	(6%) 13,007

(注) 上段 () % は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	() %	() %
仕様書の変更		
参加条件の変更		
公告期間の見直し		
その他		
契約方式の見直し	() %	() %
その他の見直し	() %	() %
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(100%) 7	(100%) 13,007

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () % は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) 「平成20年度限りのもの」0件を含む。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

総合評価方式の導入拡大

ア 情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。

イ 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。(平成22年3月を目途に作成予定)

(3) 一者応札・一者応募の見直し

①十分な公告期間の確保

当会館では、入札公告の公告期間は国の規程と同様の原則10日間としており、適切な機関を確保しているが、より競争性を確保するためできるだけ長く公告期間を取るよう努める。特に、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式については、原則として20日以上公告等の期間を確保することとする。

②早期の執行

十分な履行機関を確保するために早期の執行に努める。

③競争資格要件、仕様書の見直し

競争参加要件については、調達目的を確実に達成するための必要最少限のものであることを徹底する。また、仕様書は新規の応札者にも業務内容がわかりやすいものとなるよう常に見直す。

④仕様書又は仕様の概要のホームページ上での公表

入札公告を公告する時点で調達内容が把握できるよう、当会館ホームページに仕様書又は仕様の概要を含めた調達情報を掲載する。

(注) 個別の契約の状況については、各様式に記載